

平成29年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成30年 3月27日 (火)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成30年 3月27日 午後 12時 58分 開会 平成30年 3月27日 午後 17時 41分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	2番	謝花 喜美	6番	比嘉 盛和
	3番	大城 司	7番	米須 清和
			8番	與那嶺 清
欠席委員番号	4番	鈴木 江美子		
議事録署名委員	5番	神谷 正	6番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>4番 鈴木 江美子(すずき えみこ) 委員から欠席の届出がありました、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名し</p>

	たいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子（くわえ えりこ）さん、議事録署名委員には、5番 神谷 正（かみや ただし）委員、6番 比嘉 盛和（ひが もりかず）委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) ※ 資料・報告等はなし ※ 農業者年金・農業新聞の加入について、口頭で案内
議長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第72号 農地法第3条許可申請の取消し願いについて 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第74号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第75号 非農地証明願いについて 議案第76号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第78号 今帰仁村農業委員会農地等の利用の最適化 に関する指針(案)について 議案第79号 職員の任免について 以上です。 本日提案された議案第72号から第79号までですが、そのうち現

	地調査を必要とするのが 14 件ございますので、現地調査を行つてから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 13時 02分 再開 午後 15時 10分
議 長	はい、では、休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第72号「農地法第3条許可申請の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第72号「農地法第3条許可申請の取消願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。（議案書を読み上げ） 以上です。
議 長	ただ今、議案第72号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第72号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第72号「農地法第3条許可申請の取消し願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 2ページをお開き下さい。（議案書を読み上げ）

	(議案書に基づいて、3条申請の内容を説明。)
	事務局といたしましては、3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議長	ただ今、議案第73号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第73号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
	続きまして、議案第74号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから、議案第74号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。 お手元の資料 4ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ) 次のページをお開き下さい。利用権の設定等を受ける者、借受人が4名、利用権の設定等をする者、貸付人が4名です。 設定筆数は計6筆、合計面積 8, 679m ² 。賃貸借が2件、使用貸借が4件となっています。
	(議案書に基づき、利用権設定等について個別の内容を説明)
	事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長	ただ今、議案第74号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)

議長	<p>議案第74号について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第74号「農用地利用集積関係の意見決定について」については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第75号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第75号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第75号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第75号について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第75号「非農地証明願いについて」は、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第76号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第76号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、農地転用事業計画変更の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>

議長	議案第76号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	これ。
議長	どうぞ。
委員	これ、ちょっと前に出たやつ? これ（今回の事業計画変更申請）が通れば、それ（先月申請の農地転用案件）が通るというやつ？
	<p>※議案第76号は、過去に許可された案件の事業計画変更申請。</p> <p>申請者は、新たに農地転用の申請を先月行い総会では可決されたが、県より過去の案件の事業と内容が同じであること、この事業が完了していないと指摘があった。事務局が申請者へ指導し、今回の事業計画変更となった。</p>
委員	これが通ってこれ（過去に許可された案件）が何もされてなかつたら、今それ（先月の申請）が保留されてるっていう案件（と関係する件）ですね。
事務局	はい。
議長	大丈夫ですか。
委員	はい。
議長	では、議案第76号について、異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	では、議案第76号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
	続きまして、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 9ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ) (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p>
事務局	<p>申請書の確認を取るため、休憩をお願いします。</p> <p>(番号6の譲受人氏名が、申請書と議案書で違ったため、申請書を確認する。)</p>
議長	暫時休憩します。
	<p>休憩 午後 15時 00分 (番号6の申請書に記載されている、譲受人の氏名を確認) 再開 午後 15時 01分</p>
議長	では、始めます。
事務局	<p>番号6につきましては、譲受人(の氏名)が、〇〇〇〇〇〇ではなく「〇〇〇〇〇〇」が正しいので訂正させていただきます。 (議案書に記載されている氏名を、正しい氏名に訂正)</p> <p>※ 改めて、番号6から番号11までの、5条申請の内容を説明。</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	暫時、ちょっと休憩します。
	<p>休憩 午後 16時 08分 (5条申請の内容及び資料の説明及び再確認) 再開 午後 17時 00分</p>
事務局	(議長へ) お願いします。

議長	○○○（委員）さん、どうぞ。
委員	<p>○○○さん（番号7、8）については、過去にも農地を転用して住宅作って。</p> <p>なんで（土地を）動かさないで、申請してから動かしてくださいと言っているのに、なぜ先に全部ね。整地してから申請でしょ。過去何回もやってきてるんだから。わかるはず。なんで、申請してからで遅くないはずなので。</p> <p>これは、今後注意してほしい。前の草地の件もそうですよね。過去にそういうことがいっぱいあるので、徹底して欲しい。僕なんか（農業委員会が）合わせる（申請者に）必要はない。</p> <p>認めないではないが、申請は申請として、このプロフェッシャルなんだから、それは（ちゃんと）やってほしい。</p> <p>初めてやって、わかりませんでした。というのはわかるが、事業としてやる人が、なんでこんなことを、何回も同じこと繰り返すのか。農業委員会を甘く見ているんじゃないかと思う。</p> <p>申請して後から、向こう（農業委員会）がやってくれる、ということでは困る。（申請者の）事業の通りやる必要もないでの。ちゃんと手順踏んでやってください。これは、今後○○○さん（申請者）に強く言ってください。当たり前のことなので。以上です。</p>
議長	<p>別ないですか。2番の件に関して何か意見がある方は。</p> <p>はい。○○○（委員）さん</p>
委員	<p>はい。</p> <p>今、一般住宅だけ、1筆だけの申請になっているが、この間、集まつた後、事務局に県に確認するようお願いしたが、次の日に、もう一度県に（自分で）確認をして、どう取り扱うべきか確認した。若干、事務局と（自分の）考え方方が違うので。</p> <p>県に確認したときは、ドックランの許可に関してどう考えるのかという。許可見込みある、なしについては（県は）即答できない。ということなんで、状況で判断するしかないということ。申請書の内容を僕なりに（県に）説明して、（県が）どう考えるか聞いた。面積的な要件は一切規定がなくて、一般住宅だと、500m²とか1,000m²とかある。これも、県の取り扱い（事務取扱）の冊子には、面積規定は削除されてて、だったら何でもいいかっていえばそうじゃなくて。個々の案件に関</p>

して、その必要性を全部確認して、必要な範囲内であれば許可する。

例えば、 500m^2 未満でも、使う部分はちょっとで、あとは使いきれてないよとなれば、 500m^2 以下でもそれは許可されないケースもある。個々にその必要性を判断するのが原則なんです。

500 とか $1,000$ とかの基準は、もともと建築基準法で、一般住宅（分家住宅）と農家住宅の規定があって、それを準用している。その準用は外して、個々で判断するということで面積の規定は外してあるという説明。

ドックランに関しても、ドックランだったら何 m^2 っていう基準はなくて、ドックランやりたい人（申請者）が、その面積が必要だっていう根拠がわかるもので判断すべき。いまだこの中に、これだけドックランしますよ、では判断できるできないは難しい。申請者に考えさせるべきだが、例えば、一頭あたり、離したりするのに何 m^2 必要か、根拠になる数字があれば、申請者が持ってきて、一頭あたり何 m^2 だから、何頭計画しているので、何 m^2 必要っていう具体的な数字を示してもらって、それが妥当性があるかを判断する。いま、なんにもその数字の根拠がないんで判断できない。ということで、このまま県にあげても判断できないということで、「保留」になるとか、資料の再請求とかになるので、農業委員会としてどう判断したらいいかって言ったら、受付の際に、そういう書類は揃えるべきだし、このまま総会かけて、「わかりません」で県に送るのは、だめなので、何らかの答えを出すべき。例えば、書類不備のためとか、ただ本来は、もっと前の段階でそういう書類を要求して、それで判断する。

今の状態では、「不可」になりそうだなと解釈したが、それでまあ事務局の方は、申請書を分けるということで。宅地とドックランを分けるっていうのが、いいか、悪いかも（県に）聞いたんですけど、独立したものだよっていう理由があればいいが、もう農業委員会が申請受付しているので、大きいやつ（面積）で。これを（面積を）小さくすることを、認めるなら、目をつぶるか、聞かなかつたことに対するか、嘘をつくかつていう。もしくは、（申請を）分ける根拠をやっぱりちゃんと聞いた方がいい。別々の事業だよと。

ただ、これ（資料・配置図）見ると排水はこっちに思いつきりかかってるし、資金の利用計画にしても、全筆でのお金を借りる計画。そういうところで、説明が今からつけるものではないので、分けるべきじゃないという結論になりそうかなと僕は思う。その辺は、問題ないんじやないかという事務局の考えですけど。どうしていいかわからないですね。

委 員	最初からドックランとして営業する計画があれば問題ないが。
委 員	その根拠を出してもらってね。
委 員	ただ友達が来た時だけ、ここに犬を放すだけとなると、また話が違うんで。
委 員	判断のしようがないですね。
委 員	結局、「庭」でしようとしか言えない。
委 員	友達でも、友達が何人、定期的に来るなど根拠があって、確かにそういうのが現実的で、許可せざるを得ない可能性はあるけど。
委 員	友達ぐらいなら、頻繁じゃないから。
委 員	そうですよね。その根拠の資料って一体何だって話ですよね。その友達が定期的に何十人来るとか、その根拠は一体何だってなる。 一般的ちょっと難しくなってなる。地域性のものもあって。（土地の周囲に）網があったらいいんでしょうけど。
委 員	ブリーダーとか、そういう人たちは問題が起こらない。計画があって事業のためにこうしますなどしていればいいけど。事業とかそういうのにはならないというようなことを、言っているから、よけい説明できない。
委 員	中途半端に議案に上がってくると、「可」か「否」をしないといけない。判断材料がない状態で、判断して、となる。どうしましょうということになる。 これ、住宅だけで判断すればいいでしょ、という事務局の考えですけど、こっちを切り離していいのか。 県に聞いたときに、本庁の（職員）という方に聞いたが、本庁の人（方）からすると、今、この実情を聞いている以上、分けて上がってきたとしても、こっち（一般住宅ではない土地）がその後から出てくるということであれば、それを待って、全体的に評価して、許可を出すので、全体

	<p>で出そうが、分けて出そうが、その実情を確認したうえで判断する、という。</p> <p>ほんとに何にもなくて、住宅だけで出てきて、図面もちゃんと収まつて、資金計画（借入）もここだけで、という書類が揃っていれば、もちろんこれ書類による審査ですので、その裏側のことまでは、わからない、であれば、そういう風（2筆）に分けるケースも、やむを得ずな出てくることも、ないことはない。今から、まず分けるかって。その状態で、分けれもしないものを、どこまで誰が目をつむるのか。</p>
委 員	今の図面で（土地と）かぶってるってこと？
事 務 局	土地はかぶってない。
委 員	<p>少なくとも排水は入ってるよね。</p> <p>家はかかってないけど、この排水がちょっとかかってるのはいいんじゃないか、というのが事務局の考えでしょうけど。</p> <p>これ自分（申請者）が買うつもりだからこの図面変える気がないと。（土地の）一体利用じゃない根拠…これ、分けるという意思表示がどこにもないし、虚偽とみなされてもしようがないし。分けるのであれば分ける。別の事業で、事業というか、別のものだよ、という意思表示がまず見られない。</p>
委 員	そうか。最初からドックランまで出てきているから。
委 員	<p>また、そのままの図面使ってる。ただ、斜線引いてるだけで。</p> <p>こっちは別に、こっちはドックランはやめて家だけだよっていう話であれば、資金の銀行とも調整して、そういう証明が間に合うのかっていう議論になる。それも到底間に合う問題じゃないし、図面も直す気もなさそうだし。</p> <p>所有権移転したいだけというのが、見える。</p>
事 務 局	ドックランは出てないから、あれじゃないですかね。
委 員	考えなきやいいっていうのが事務局の考え。
事 務 局	ドックランはいま申請書も出ていない。

委 員	出てないから、無視すればいいって事務局の考えですか。
委 員	それでいいのかということを、今投げかけているので。今の（事務局）は向こうの（申請者）…
事 務 局	ドックランのところ、消してる、消しているしこの図面でも。
委 員	図面上、斜線入れてるから、それでいい。ということが事務局の意見だということを説明していて、それでいいんですか。って投げかけてる。
事 務 局	ドックランについては、いま、字の同意書をもらうために、してもらっている。それを待ってから、字がいいと言うんだったら、そういう風に、計画を県と調整しながら計画作って、来月でも上げたいということは言っていました。
委 員	字が困ってて、それで僕に相談来て、みんなが対応に四苦八苦してるのも、農業委員会（役場）はどんな考え方でどう対応するつもりか、ということを字から投げかけられてるので、応えようとやっている。 事務局がもう一回、そこに、振り出しに戻ると、堂々巡りですよね。
委 員	あれ、業者さんに全部させてるから、とてもやりづらいわけでしょ。
委 員	事務局の説明でいくと、字がみんな、いいって言えば、いいんじゃないの。みたいな空気で説明するから、そうすると、業者さんは字の人には判子押してくれないと、これ通らなくてあんた達のせいだよ。ということを言われると、字としても知ってる人だから、業者にしても。 協力はしたいけど、ドックラン作るの反対という人も半分ぐらいとか、割合はわからないけど、ちょっと聞いただけでも、半々はいるので。 それで、字としては判子は押しにくいけど、どうしたらいいかという相談の中で、字に責任押し付けるのは止めてくれ。っていう。 農業委員会が判断したうえで、地元に調整をするぐらいはいいが、まあ、字の同意が出ればいいんじゃないかという、事務局が業者に説明するから、業者は、（字に）あんた達が判子押さないと、事業が進まないんだよ。みたいな。なんか逆の説明になっているので。その発端は事務局にあると思いますけど。

	まだ、そこを（事務局）が引かずに、まあ字が、良いっていうのを待つっていればいいんじゃないですか、というのは、ちょっと…。
委 員	<p>事業所だから、暮らしもかかってくると思うが、それはそれで関係ないんで。</p> <p>やるんであれば、ドックランもセットして、営業でもやってもらったほうがいい。と思いましたよ。その方が、かえって通しやすい。</p>
委 員	<p>ほんとに必要であれば、ちゃんと調べて、地域にも迷惑かからないようにするし、犬が何頭で、どれくらい必要かっていう根拠も、多少課題であっても、説明しようと思ったらできるのではないか。そのへんの努力をみて、まあ、やむを得ない、という判断をせざるを得ないという気持ちちはあります。</p> <p>資料もなして、もうやむを得ない。というのは、地元にもね。</p> <p>で、地元の要望、例えば、騒音とか。県も言ってましたけど、そういうのを一個一個潰していくって、地元の同意も得られて、根拠もある程度あれば認めざるを得ない案件も中にはある。これがそうかは知りませんが。そのへん現実的なのか、ただ名義変更したいだけで、中身のない計画になっていると思う。</p>
委 員	もしドックランをするとなると、すべてフェンスはるということになりますよね。逃げ出したら困るから。
委 員	一応、フェンスは張るっていうものですけど、杭たてて、フェンスはるから、半日、一日でできる話。
委 員	一番、懸念しているのは農地を外すための材料にされたくないわけさ。
委 員	<p>そうですよね。</p> <p>地元に開放するということであれば、地元に説明して、反対があつても、ぜひ作ってくれというが、これだけいると言つてもらえば、両方の意見をすれば、それで判断する。</p>

委 員	地元の人も、どうぞ使ってくださいって、そういうのもあれば。
委 員	<p>そういう調整もまだやってなくて、計画も中途半端で、あんなん農転が通るのかっていう不信感がある状態で、農業委員会が適当に済ませるのは、よくないんじゃないですか。という話。</p> <p>これ（案件）最終的に理由があれば何でも通るじゃないか、ということになってしまう、実際には。</p> <p>県が言っているのは、農地転用するとすべてが宅地並みの課税になって、そこで、こう過剰にやろう（農転）というのを抑える効果がある仕組みになってるんで、だから税の話を、ちゃんと説明を役場の方がしていけば、やみくもに転用を出すケースは、そんなに、ないのでないかと。</p> <p>今帰仁については農地転用が出ようが出来まいが、税は全然上げる気ないので。いま、現在、買ったとしてもこの人、安いままずっと使い続けることができる、という税の取り扱いがあるので。</p> <p>年一回、税と農業委員会のデータを摺合せをして、そのへんもすぐわかるように法的にもなっている。そこで、農業委員会の方から指摘をして調整すべきことになってますが、どうなってますかと。現在は、やってないと思うので。</p> <p>結局、何の管理もされてない状態で、農地転用も素通りして、税金も上がらず、不動産屋さんが。〇〇〇の話も、大きく買ってちょっとづつ売って儲けていく。歯止めがきかない状態になっているので、各機関が調整をすることが大きい。</p>
委 員	<p>書類が揃ってると、「だめ」とは言い切れなくなるのはわかるので、ただそこに計画があって、ちゃんとした書類もないのに、こんな風に適当に通すのは、問題あるから。せめて、計画だけはしっかり作ってないものは、けったほうがいいと思う。</p> <p>そういう指導を、受付の段階からやってかないと、受付して、1週間、2週間ほつといて、面接でやつといて、そっから数日で総会にかけてというのは。面接は、それまでのことを何もやらんでいいよ、というために面接やってるんじゃなくて、事務局を助けるために、やってるつもりなんだけど。</p>
事 務 局	申請者の方は、前々から相談には来ていたんですよ。

委 員	それに対して、応えきれないのが事務局に問題があると思う。
事 務 局	最初に住宅を建てたい、と来て、その他に土地があるからと。最初は住宅に住みたいということが目的です。
委 員	<p>で、その他の土地については、ただ書いてあるだけというのは説明でわかっている。相談来たら、ここの所は、農地法上だめですね。と断つて終わる話だと思うけど。それを何とかしてあげようっていうのが、やり過ぎではないか。どっちの立場に立って物事言ってるのかと言いたい。</p> <p>だったらどんな方法があるのかと、僕に投げかけてきますけど、農地転用をする方法を考えるのが、僕たちの仕事じゃなくて、認めるか認めないかの話なので。</p> <p>結局、なんでもできるでしょって考えで（事務局）が、農地法なんか意味ないでしょと言ってくるから、農業委員会の事務局としては勘弁してほしいんですけど。</p> <p>どうしたいんですか。（事務局は）と思います。</p>
事 務 局	業者の方からも、ただ住宅だけでもとあったので、一応上げたんですけど。
委 員	例えば、最初の打ち合わせのあったときに、結局は、道理の合わない話ですよね。ここも、ここも買いたいんですといふ事態でも、ちょっと違う話だなと思うんですが。
委 員	<p>相談にのる必要のないものですね。</p> <p>所有者が不動屋さんに相談して、不動屋さんがあれこれ考えて、そこで法の抜け道考へてるのは勝手に、やってくれと思うけど。こっち側になんとかしてくれというのは、おかしな話ですよ。</p>
事 務 局	こちらからですね、ドックランやったらとか、話はそういうことは全然。一切言つてないですよ。
委 員	<p>一切言つてないとか、言ったとか言わないとかの話は、色んな人が、言ったかもしれないとか、という話が出てくるので。</p> <p>今後の取り扱いとして、どうしたらいいか、という話をないので。</p>

議長	県としてもだいだい内容（ドックランへの転用）を知ってるわけですよね。
委員	<p>一応、北部事務所に。北部事務所が今、取り扱ってるんですよ。北部の案件は。大きい案件はもちろん本庁に行きますけど、この程度の案件は、北部事務所で処理される案件だと思いますので。ただ、今北部事務所にそれほど（案件について）相談してないと思うので、北部事務所に相談しましたかということを本庁の（職員）には言われましたけど。本庁の方から、北部事務所に（この案件について）言うか言わなかいかは聞かなかつたです。</p> <p>ただ、もう農業委員会としては、もう嘘はつけないよね。地元も知ってるし。これだけの状態で、どこまですべきかっていう。</p> <p>これ住宅だけということは、こっちの計画を知らなかつたっていう…知らなかつたというか、どういう理由づけするかですね。これ（ドックラン）はもうなくなりましたと、本人から聞いてるなら、これだけです、というなら、なんで（隣地に）かかるのという是正をした上で、許可していこう…いかないとですけど。こっちは本当になくなつたという…ことがないと。</p>
事務局	こっちはなくなつてないですよ。
委員	だから、なくなつてないって…
事務局	始めは（住宅の申請）かけて、来月にもでも、調整しながら…
委員	だから、そこに問題があるっていう。
事務局	調整しながら、県と調整しながら計画進めてく。
委員	説明の前提でこういう話をするので。じゃあ、こっち側（ドックラン）ほんとに「だめ」って結論が出たら、途中まで、家作って、こっちは買えません、まあ仮登記か何かでするか知りませんけど、このトラブルを回避するために、これ一体のもの（計画）なら、一体の審査でしょ。という話をしてるのに、そんなことは本人の勝手だ。みたいな対応じゃなくて、トラブル回避のために、今こう議論をしてるんであって、とりあ

	えず、こっちはやって、こっちはまた後で調整していきましょう。というのは危険じゃないですか。っていう。ほんとに別々のもので、切り離して考えられるならいいですけど、これ、お金の借り入れも、こっち（住宅とドックラン）も含めた上で借り入れですよね。だから、こっち（ドックラン）をなくしたら、借り入れは成立するのか、とか。という確認とかも必要なのに…。
事務局	一応、まあ今回は、住宅（申請）して、また来月ドックラン（申請）とかというような形でやつたら…。
委員	同じ話を繰り返してると思うんですけど。
委員	一回（申請）下してもらって、来月、ドックランの計画まで（申請）上げれば、逆にスムーズにいく。
委員	だけど、今もそういう話になってきてる、なってきてるよね。そしたら、今、もうじゃあ〇〇〇（字）に投げてることになるさね。〇〇〇（字）の住民を悪者にするか。どうかの話だと思うよ。これは。そのままの状態で進めて、例えば、認めました。だけど、ここ（ドックラン）は字で考えてくれってことでしょ。で、字がオッケーならば、農業委員会もオッケーしましょうってことでしょ。今。
事務局	いや。あの一計画をもっと、密なものにしてから。ちゃんとした計画とか。
委員	未知のものにして、させたいわけね。
委員	なんかね。 対立してるみたいなんですよ。事務局と。こっちが。
議長	事務局は進めたいわけだね。
事務局	進めたくは…進めたいとかそういうのではないんだけど。
委員	そういう風にしか聞こえてないんですよ。例えば、今の状態だったら〇〇〇の住民たちが、（転用）できなかつたら悪者になって、地元が悪

	<p>者になって、事務局は、農業委員会は、ただ、はい。うちらはただ通しました。みたいな感じよ。で、いいのか…なあという気はする。</p> <p>だから、最初からきちんと計画をもって、いったんチャラにして、ちゃんと持ってきてから（申請）やれば、どこも悪者にもならないし、うまくいくんじゃないですかね。</p> <p>だって、〇〇〇（会社）だよ。地元の人間だよ。</p>
事務局	(〇〇〇（会社）とは違う会社であると指摘)
委員	(〇〇〇会社)違うの？設計だけ？
事務局	こっちは〇〇〇の（設計会社）。
議長	はい、結論だしましょう。どうしますか。「不可」しますか、どうしますか。
委員	これ、字の常会は？
議長	もう来月ならぬとわからないです。だから、来月まで待ってという風に言ったが。
委員	それで（来月まで待つ）やったほうがいいんじゃないですかね。
委員	字は、農業委員会の考え方をちゃんと言ってくれと。それを参考にしながら字としての意見は言いたいのに、まず、内容もよくわからない、農業委員会の考え方も役場の考え方も、よく納得できない。で、字だけの考えを聞かれてもって言ってるんで。 (字の常会を) 10日に開くと、まるで決まってるかのように、今、言ってますけど、区長は、10日に開くかどうかすら決めてない、という話。
委員	早くて10日だという話でしょ。
委員	字費の改定のために、10前後ぐらいに、評議員会、確かに開く計画

	<p>あるけど、そこにこの議題をのせるかどうかは、別物ですから。 その後、常会もすぐあるので。</p>
委 員	<p>だから我々としては、もしドックランが（住宅と）併設で（申請）上がってきたとき、どのぐらいの要件を満たせばオッケーできるのか、わからない。</p>
委 員	<p>これはもう向こう（申請者）に、こっち側がこれだったらしいよ、というのは本末転倒だって、県…もちろんそうですよね。</p>
委 員	<p>前例がないから、わからない。こんな意見を通してるんだなど判断もできない。</p>
委 員	<p>そうなんですよね。</p>
委 員	<p>ちゃんとできれば。</p>
委 員	<p>だから、向こうから出てきたものをみて、判断できるまで、ちょっと過剰になるかもしれないけど、あんまり（書類等）過剰の請求を本来すべきじゃないけど思うけど。そんな。</p>
委 員	<p>しっかりとしたね。</p>
委 員	<p>ただ、あんまり案件のない、こういう案件に関しては、慎重に取り扱った方がいい。多少、過剰であっても（書類等）請求するのはやむを得ないと思う。</p> <p>考え方を事務局がしっかり持って、法的な取扱いどうしようっていうのを…これは、県の人も言ってましたけど、農業委員会は（申請）出てきたものを、判断せざるを得ない状況の、農家の代表なので法的なものは事務局の問題なので。県には一応、事務局と県がもうちょっと連絡、密にして、相談にのって下さいということは、了承してもらいました。</p> <p>ただ、相談行かないと、向こう（県）も相談…向こうからこんな来ることではないので。相談、行ってください。という話です。</p> <p>今回も、（北部事務所に）電話してくれと言っても、一向にしなくて、北部事務所に未だに電話していない状況で、総会かけてるのは、問題だと</p>

	思いますけどね。で、結論出さないと。
議長	結論出しましょう。
事務局	いったん休憩しましょう。
議長	休憩しましょう。暫時休憩しましょう。
	休憩 午後 16時 08分 再開 午後 17時 00分
議長	再開します。 ただ今、説明がありました、番号1番、3番、4番、9番、10番、11番は、一括審議をしたいと思いますけど、ご意見と異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	(議案第77号、番号1番、3番、4番、9番、10番、11番の案件に関しては、原案通り可決となる。)
議長	では、それでは、次に2番の方は（質疑など）どうでしょうか。
議長	はい。○○○（委員）さん。
委員	No.2（番号2）については、「一般住宅」とありますけども「ドックラン」を含めた申請で当初上がっていて、それを「一般住宅」で最近分けて申請したいということで、ここに、議案に上がってますけど、分ける根拠もはつきりしていないし、「ドックラン」はまた来月（申請）出すということも聞いてますので、住宅だけの判断は難しいと思うので、「ドックラン」も含めて、しっかり審議したほうがいいと思いますので、今回は「否決」したほうがいいと、私は思います。
議長	では○○○（委員）さんのほうから、提案がございましたけども、た

	だいまの「ドックラン」の件に関しては、今日、「否決」ということで異議はございませんか。
事務局	今、「一般住宅」です。
議長	「一般住宅」の件ですね。「ドックラン」では（ない）。すみません。「一般住宅」。2番の。
	((否決することに) 異議なしの声あり)
議長	異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
事務局	すみません。「否決」することに賛成の方は挙手を…（議長へ裁決を促す。）
議長	じゃあ、否決することに挙手をお願いします。どうぞ。
	(委員一同、挙手)
委員	否決することに挙手します。
	※ 複数委員より、挙手と同時に「否決」の声あり 委員全員、挙手
議長	はい、以上です。はい。じゃあ「否決」いたします。 では、番号5、6、7、8番に関してですね、何かご意見・ご質問はございませんか。
委員	はい。
議長	どうぞ。○○○（委員）さん、どうぞ。
委員	今回、現場を確認したところ、申請前にすべて整地まで終わらせておりますので、今回「可決」はしていいと思うんですが、「始末書」を同封して（提出して）いただきたいと思います。 以上です。

議長	はい、では、〇〇〇（委員）さんのほうから意見がございました。5番、6番、7番、8番に関しては、「始末書」を添付すると、それで異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	はい、そのように（始末書と添付する条件付き）可決いたします。
	※ 事務局より議長へ、このまま進行するよう説明。
議長	それでは、議案第78号「今帰仁村農業委員会等農地等の利用の最適化に関する指針（案）について」議題とします。事務局の説明をお願いします。はい。
事務局	それでは、私のほうから原題（議案）78号について説明いたします。 (議案書を読み上げ) (議案書に基づき、農地等の利用の最適化に関する指針（案）についての内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第78号について、ご意見・ご質問はございますか。
委員	聞いてもいいですか。
議長	はい。〇〇〇（委員）さん。
委員	これ提出があるので、承認求めます。とありますけど、誰から提出なのか。 法改正で、「最適化に関する指針」を作るという条項が付け加えられて、それに基づいて、11月の説明会の時にも、指針を早めに作って、農地の流動化を進めましょう、という説明を受けて、作ってると思いますけど。 作るにあたって、説明会では、人・農地プランとか、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想というのが村で作られているが、そこで、色々

	な目標が設定されて、5年、10年後に向けてあつたり、農地整備計画の中での目標設定がされていたり、それらと整合性を取りながら作るということになっているが、そこに載っている数字から出しているの。誰かが「提出」としたとなってるけど、誰かが、作って提出してくれたんですか。どんなして、これ作ったのかと思って。一応、農業委員会が作ることになってますけど。
事務局	すみません。事務局の方から。すみません、議案のほうですね「別紙のとおり提出」とありますが、確かにちょっとどこから、提出というのがありませんので、別紙のとおり、指針を（案）定める。ので…ちょっと文（章）がおかしいですね。 で、「承認」か「可決」かっていうのは、どちらでも構わないとかな、ということは農業会議さんの方に確認取りました。はい。（承認か可決か）どちらがいいですか、ということで聞いたんですけど。
委員	事務局が案を作り、これを「承認」して、農業委員会が決定するという。
事務局	ということになります。
委員	じゃあ、「承認」。
事務局	「承認」でもどちらでも、大丈夫じゃないか（農業会議に確認した時に）ということなんですが、ちょっとこれ決まり「承認」、「可決」どちらの決まりというのが、ないことだったので。
委員	この間、会長さんと一緒に、ちょっと、前例（他市町村）の提出の内容とか、今帰仁村のどんな状況であるというのを確認しながら、目標のほうは話させてもらいました。はい。
委員	実態の数字を見て、そこからみて。…それについて。
議長	それに、プラスとかマイナスとか（数値）を。

委 員	目標なので、それ（目標）にちょっと上回る、目標設定で。（事務局へ）でしたよね。
事 務 局	<p>はい。そうですね。毎年、年度初めに目標とか、達成の活動計画というのを、皆さんに総会で提案して可決して…承認していただくようなものがありますので、それにも、遊休農地解消や担い手の農地集積、新規参入の実績を載せてあります。</p> <p>前年のものと、本年の目標ということを出していますので、それを基に作成をしています。</p>
委 員	これ、ここで目標設定すると、この間の交付金のやつあるじゃないですか、この目標設定したら、何%達成しないとお金あげませんよ。とか。決まりがある。
委 員	そういう面倒くさいこともあるの？
委 員	<p>そろそろ裏がって。だからこれ（指針）高く設定するのはいいんだけど、高く設定すると、自分の首絞めちゃう。</p> <p>だから、（目標）高いのはいいんだけど、目標なので高めの設定しようという発想はもちろんいいんだけど、それをやると…。</p>
委 員	なんか、補助金もそうじゃないですか。ハウス作ると目標設定しようって、目標設定すると、達成していないから、なんか理由を書けとか、わけのわからんこと要求されるので。なんか色々考えて作ってほしいなとちょっとと思うけど、これは、これでいいと思うんですけど。
委 員	まあ、そんなに大きい（数値じゃない）…達成の。
委 員	達成できそうなやつだったら、いいってことですけどね。
委 員	達成しているとの、あまり変わらなかつたけどね。
事 務 局	そうですね、前年の…28年度の実績も見ながら、今年度の目標を、当初4月で総会にかけているので。29年度の目標を参考に（指針）作

	<p>成したというものになりますね。29年度の目標も前年度の目標を実績を基に作成をしておりますので。まあ、達成できない数字ではないかな、という判断もあります。実績に近い数字、実績よりも大きく取っているところもありますが。</p> <p>例えば、遊休農地の解消目標、年間5haとあるんですけど、前年28年度の実績は、3ha解消されています。ちょっと頑張って2ha分を解消できるのではないかということも、この活動でですね。</p> <p>あと、担い手への農地利用集積については、これは30ha。これは29年度の目標、活動計画を基に設定したとありますが、これと同数字を作成しています。28年度の実績も30haを達成している状況です。なので、年間30haは、もう達成できるのではないかということで。</p>
委 員	<p>なんか、基本構想っていう、ちょっと書いてあるんだけど、多分、あれ使って今まで補助金のほうやってると思うんだけど、結構、どの市町村も低めに設定していると思うが、それとの調整しながら、今度新しいのを農業委員会で作れというのが、国の方針なんですよ。</p> <p>そうすると、取りあえず、農業委員会が作ることになっているが、多分、次の補助金からは、これを基に、目標設定を作らされると思う。これとも調整しろ、というのがくると思うんですよ。だから村と協議しながら、ほんとは作らなきゃいけないですけど、大丈夫だったらしいです。という。よくわからないんですよ、見てもね。大丈夫なのか大丈夫じゃないのかよく見てもわからないじゃないですか。</p>
委 員	例えばね、ちょっと引っ掛かってるのが、遊休地が、いい場所は最初に借りられていく、減っていくんだと思うんだけど、後になると…
委 員	苦しくなってきますよね。
委 員	やりにくい土地が、まあ、3年に1回見直しするということもあるので。
	<p>※ 遊休農地の解消について意見が多数である。</p> <p>○ 条件の悪い土地はどうするのか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継者がいない地域は遊休地が増えていくのではないか。 ○ 現在、好調な牛農家が「草地」として使用することができるのではないか。 ○ 10年で遊休農地を0に解消するというのは、無理がある。 ○ 地元の農地がいい。 ○ 遊休農地の情報がない。 ○ 前年の実績の数値が現実的である。
事務局	一応、解消目標は、今、前年の実績より上回っている。当初の目標よりも上回ってるんですけども。スタート始め、というのもあるので、前年の実績を、「3ha」と目標設定をして、10年以内で解消を目指すということはあるが、今後、見直しをしながら、この遊休農地の解消を、年間目標を立てていったらどうかなど、いう提案をしたいと思います。
委員	高齢化も進むしね。後継者がいればいいけど、いなかつたらまたそこが遊休地になってしまふ。結局、どんどん増えていくんじゃないかな。解消地が増えていくわけではない。
委員	こんな目標数字を気にしながらやることなんかなくて、あそこと、あそこと、あそこを解消したいからと動くじゃないですか。その積み重ねが、最終的に数字になるだけなので。数字をうちら（農業委員会）に出せと言われても。
事務局	あとですね、その他で、3年ごとに、「おおむね3年ごとに見直しを行う」とありますが、必要とあれば、追加ですね、必要であれば随時見直しを行うというのも（指針に）入れていってもいいかな。
委員	これ、なんか、県からあるの？（指針は）何を基に作ったんですか。
事務局	これは、一応、基になっているのは〇〇〇市さんが、先に作成して、指針を作っていたので、それを基に同じように（項目など）作っております。参考にさせていただいてます。
委員	これ、おおむねだから、もうこのままやってみて、で、来年見直す？

事務局	一年様子見て。
委員	やってみて。
事務局	でも、いいかなと思います。
委員	そのかわり、年度末に、また年末か。達成率というので評価されて、国から評価されます。多分ね。
事務局	はい。
	※ 指針ができたことで、これが基になり、遊休農地の解消や集積について、どれくらいの率か。それに応じて報酬が支払われることを説明。
事務局	遊休農地の解消目標、年間をですね、前年、28年度3ha解消できている実績もありますので、同じように3haとしたいと思います。 それからですね、遊休農地解消の具体的な取り組み方法の中に、村内の農業者、関係者の親睦と、情報の共有を行うのも追加したいと思いますが、どうでしょうか。これは入れていなかったので…
委員	親睦を図る…？
議長	どこか交流するわけさ。
事務局	例えば、字の行事で、に参加をなるべくする。その中に農家もいるので、最初は、簡単な挨拶からぐらいから話して、顔見知りになっていくのもあるし、あとは、役場が行う研修会とかもあるので、研修会等にも参加をしていただく。こういう研修会があるから、どうですかって役場の方も情報提供して、皆さんの方からも、こういうのがある、行ってみないかということで、声掛けをしてもらったりですね。そういうのが、できていけば少しずつでも、情報の共有というのが可能になってくるかなあとと思いました。 すみません。そのまま引き続き進めます。

	2の扱い手の農地利用集積について、年間30haとありますが、これ28年度の実績を基にと、29年度の目標を基に、入れてあります。これについては、だいたい、30haは集積っていうのがあるんですけども、どうでしょうか。毎月の利用権設定だったり、農地法3条の使用貸借、あと所有権移転。そういうのが入ってきます。
委 員	これ、新規と再設定が全部入るということ？
事 務 局	主には…新規、再設定も入ってきます。
委 員	利用権設定も入る？
事 務 局	利用権設定の中の再設定も入ってきます。
委 員	これ、現実的？
事 務 局	現実的には、あるかなと。年間の積み上げがだいたい30haありますので。
委 員	50(ha)は提示するんだ。
事 務 局	30(ha)でいいかな、と思います。
委 員	これ、継続でもこれに載るの？
事 務 局	はい。載ってきます。再設定で。
	<p>※ 利用権設定の数字が、年間の積み上げの数字なので、再設定も含める。と説明。以下の内容の意見がでてる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数字の根拠は利用権設定、3条が現実的。 ○ ヤミ小作も多いいため、利用権の設定の手続きを促す。 ○ 手続きが面倒で、しない人もいる。 ○ 手続きが簡単になれば、手続きをしてくれるのではないか。

事務局	はい。では、30haで数字よろしいでしょうか。
	(はい。の声あり)
事務局	<p>具体的な取り組み方法は、今こちらに載せてある、人・農地プランの意向を踏まえて、出し手と受け手の農地のマッチングを行うということなんですが、これが、できれば理想かなと思います。</p> <p>新規参入の促進について。新規参入ですね、10経営体ということで書いてありますが、28年度の実績14経営体ありました。その中には、30代の方から40代、50代の方もいらっしゃたんですけども、年間少なくとも、10経営体、そのうちの半分は若い方。親が農家さんで、後を継ぎたいということで入ってくる方が、半分ぐらいは、今、います。</p>
議長	規模拡大というのではないの？そこで面積というのはそのまま？（最初に設定した面積のまま）
事務局	<p>規模拡大でもいいです。</p> <p>実際に規模拡大している方もいます。ちょっと農地借りたりでも、買ってでも。増やしてるのはいます。若い方でも、30代の方とか。</p> <p>ただ、これは極端に（規模拡大は）少ない。現状の、当初の設定面積を維持していくというのが多いです。</p>
委員	規模拡大をしていくとなると、なんか支援をするとかって、そういうのは、一応、今、ないの？
事務局	農業委員会では、特には。金銭面的なものになるないです。
議長	給付金もらってる人たちはね、頑張ってもらわないと。
事務局	農家さん向けの借りる、借り入れの制度とかはあります。利息が0のものもあったりするんですけど、ちょっとこれは条件があつたりするので。その条件にあてはまるかどうかですね。

委 員	ないことは、ないわけね。
事 務 局	ないことは、ないんですけど…ということですね。あと、申請に時間がかかる。というのに、皆さん「もういいよやらない。」となる場合もあります。
委 員	<p>新規就農のときに就農計画作るが、ここで、規模拡大の計画もあり、そこの資金の利用計画のところに具体的に書いてすぐにいるやつは、融資のすぐ相談するんですよ。</p> <p>3年ぐらいたって、ほんとに規模拡大するときもう一回見直しして、融資のほうも計画作り直し、やっていけば借りれる制度になってるが、これ（計画）作るのが面倒くさいっていうことなるんだよね。</p>
委 員	貸したくないわけ、ほんとは。融資したくないわけね。
委 員	いや。でも、そんなことない。あれ（計画）も結構作ってくれるんで。でも、数字が面倒くさいですよね。
事 務 局	新規参入の促進目標ということで、どうでしょう、年間10経営体ということで入れてありますが、よろしいでしょうか。
委 員	これ認定農業者の数とかは、そういうのはここに載せてる？
事 務 局	<p>載せてないです。</p> <p>はい。では具体的な取り組み方法も、こちら（指針）に記載してあるように進めていければと思います。</p> <p>その他の継続的に見直しが必要であるっていうことと、おおむね3年ごとに見直しを行う、という内容になっています。</p> <p>（指針の）この内容で審議していただければ、事務局の方から提案をいたします。</p>
議 長	では、説明がありました、議案第78号についてですけども、ご質問

	はございませんか。これでよろしいですか。
	(質疑・異議なしの声あり)
議長	それでは、議案第78号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	(議案第78号について、可決となる。)
議長	続きまして、議案第79号「職員の任免について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第79号「職員の任免について」を議題とします。 お手元の資料 13ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、職員の任免の内容を説明) 以上です。
議長	これにつきまして説明が終わりましたけども、ご質問・ご意見はございませんか。
議長	それでは、ただいまの件（議案第79号）について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	では、議案第79号「職員の任免について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

